



AMAGASAKICITY



再犯防止と重層的支援

～切れ目のない支援に向けて～

重層的支援推進担当・福祉相談支援課

2023/12/15



尼崎(あま)のご紹介

課題先進都市から課題解決先進都市へ

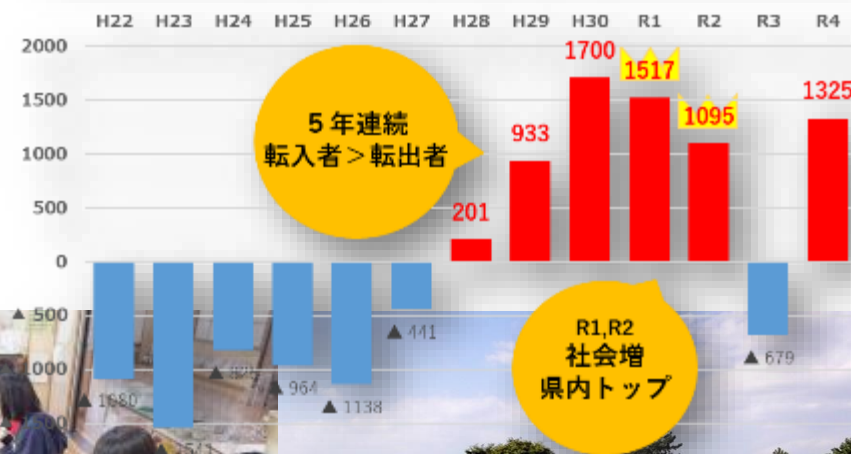
(人口) 458,313人 (世帯数) 240,821世帯 (R5/3/31現在)

(面積) 50.71km²

(高齢化率) 27.6% (保護率) 3.77% ※全国3位



| | 中央地区 | 小田地区 | 大庄地区 | 立花地区 | 武庫地区 | 園田地区 | 合計 |
|----------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|---------|
| 人口 | 52,116 | 74,408 | 51,425 | 107,051 | 75,397 | 97,916 | 458,313 |
| 世帯数 | 30,222 | 39,157 | 27,628 | 56,492 | 37,695 | 49,627 | 240,821 |
| 町会加入率(%) | 44.6 | 47.4 | 68.4 | 41.6 | 25.6 | 39.4 | 42.8 |



AMANISMより引用

あまの取組のご紹介

1 重層的支援による再犯防止

多機関連携によるシームレスな支援体制の構築

2 司法関係機関と連携した支援事例

司法関係機関との連携によるシームレスな支援

1 重層的支援による再犯防止

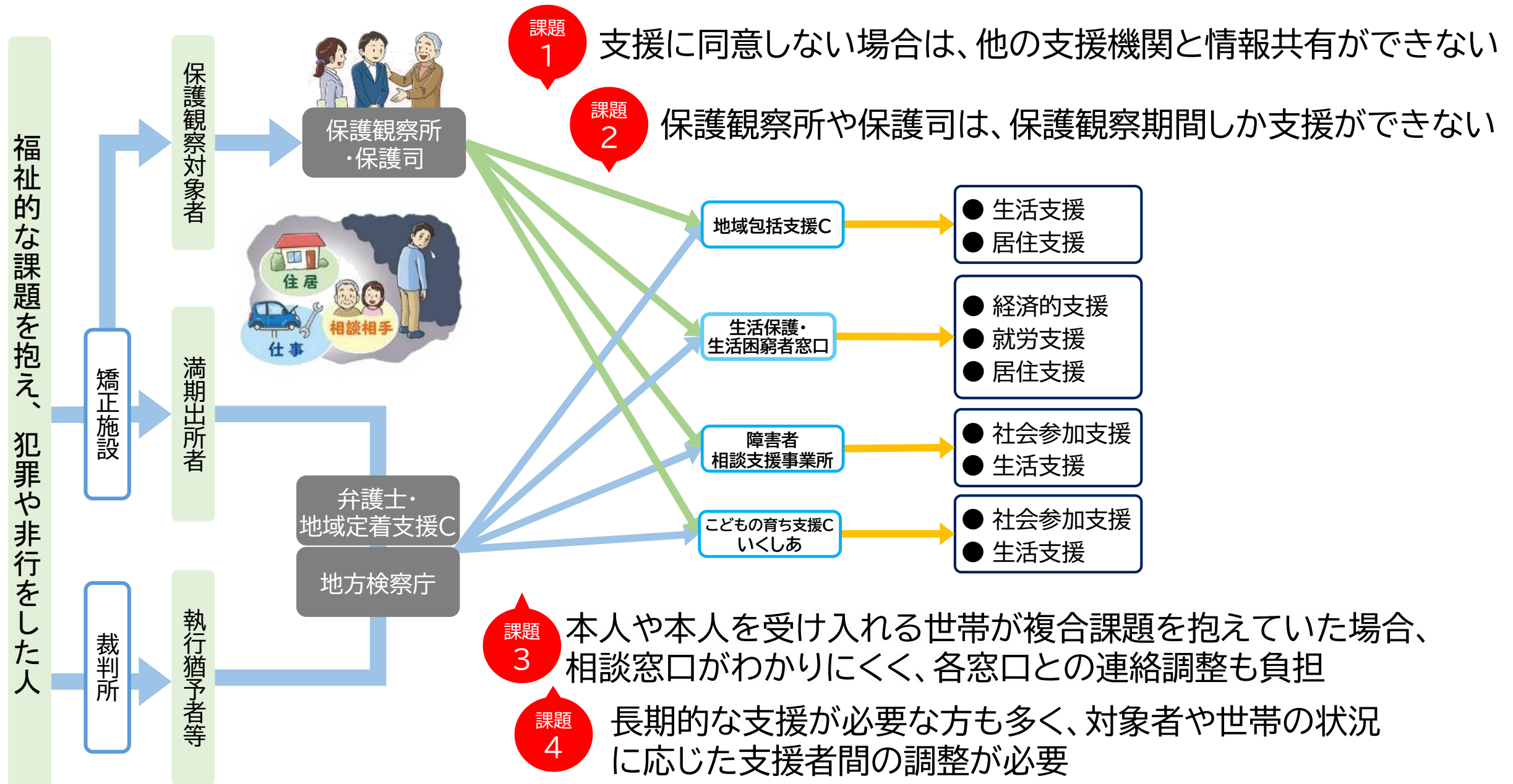
多機関連携によるシームレスな支援体制の構築

尼崎では、
みんなで
つながり、支える
仕組みづくりを
進めています。

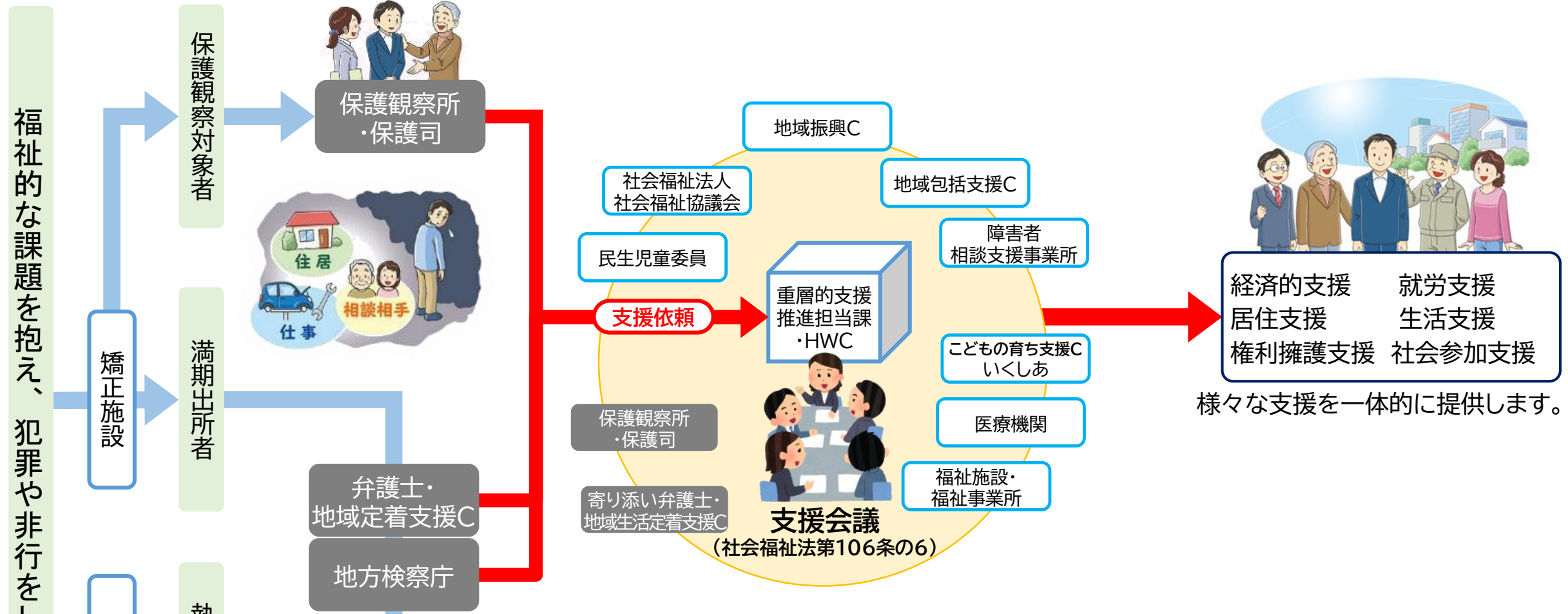


法務省のホームページより

再犯防止に向けた課題(関係機関との連携)



尼崎市の再犯防止推進に向けた取組イメージ



令和4年度に新たに設置された重層的支援推進担当を中心に、司法関係機関との連携を推進することで、様々な生きづらさを抱え、犯罪や非行をした人が、罪をくりかえさないよう、課題に応じた様々な支援機関と連携して支援していきます。

相談につながった世帯の相談経路等件数(令和5年3月末時点)

- 司法関係機関(弁護士、地方検察庁、保護観察所)から相談のあった件数は**24件**
全体の相談件数の約25%(全体件数98件)
- 経済的困窮、家族関係の問題、認知症、依存症、虐待など**様々な課題を複数抱えている。**

(世帯数)

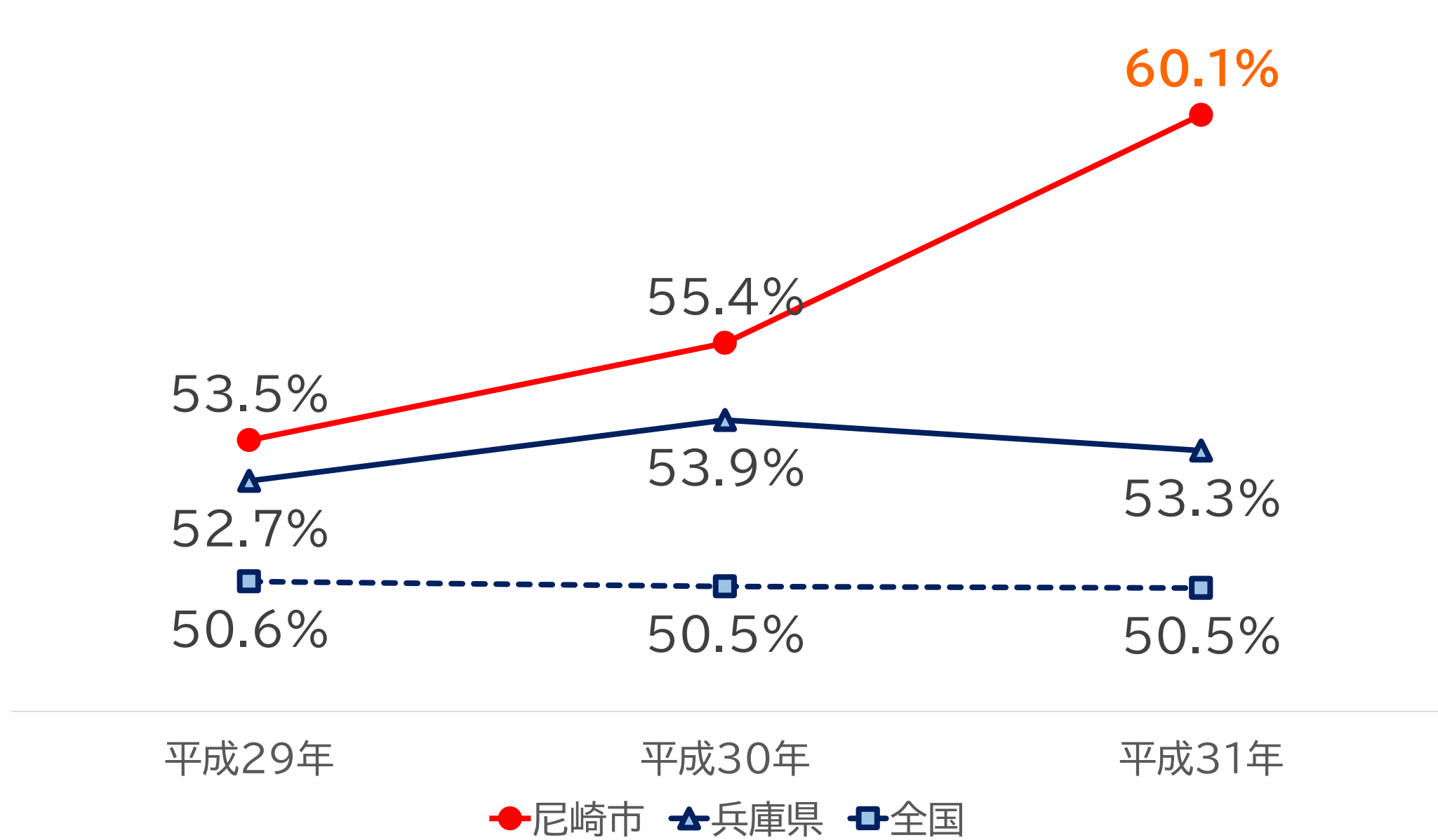
| 相談経路 | 対象世帯が抱えていると考えられる課題(うけとめ・つなげるシート提出時点) | | | | | | | | | | | | | | | | 実相談受付人数(計) | | |
|----------------|--------------------------------------|-----------|----------|----------|----------|------|----------|------|----------|----------|----------|----------|------|-------|----------|-------|------------|-----------|-----------|
| | その他 | 困窮 | 家族関係 | 孤立 | ひきこもり | 近隣関係 | ごみ屋敷 | 8050 | 家計管理 | 認知症 | 依存症 | 虐待 | 多頭飼育 | ヤングケア | DV | ダブルケア | 支援 | 相談のみ | |
| 生活困窮部署 | 6 | 10 | 14 | 14 | 14 | | 4 | 4 | 4 | 3 | 2 | 1 | | 1 | | | 16 | 8 | 24 |
| 司法関係の機関 | 16 | 10 | 7 | 7 | 1 | | 1 | | 1 | 4 | 5 | 1 | | | 1 | | 5 | 19 | 24 |
| その他の機関 | 7 | 5 | 2 | | 2 | 2 | | 2 | | 1 | 1 | 2 | 1 | | | | | 14 | 14 |
| 地域振興センター 集計 | 2 | 4 | 1 | 2 | 2 | 3 | 2 | | 2 | | | 1 | | | | | 3 | 4 | 7 |
| 社会福祉協議会 | 1 | 3 | | | 2 | 1 | 1 | | 2 | | | 1 | | | | | 1 | 3 | 4 |
| 地域課 | 1 | 1 | 1 | 2 | | 2 | 1 | | | | | | | | | | 2 | 1 | 3 |
| 高齢者支援関係 集計 | 3 | 4 | 4 | 2 | 2 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | | | 1 | | | 3 | 6 | 9 |

～ 略 ～

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|---|---|---|--|----|----|----|
| その他の機関(行政機関) | 1 | | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 |
| 総計 | 41 | 38 | 35 | 34 | 24 | 13 | 13 | 11 | 11 | 11 | 10 | 7 | 3 | 3 | 2 | | 35 | 63 | 98 |

| | | | |
|-------------------|-----|------|-----|
| | 支援 | 相談のみ | 全て |
| 1ケースあたりの抱える課題(平均) | 3.4 | 2.2 | 2.6 |

(参考) 再犯者率の推移(尼崎市、兵庫県、全国)



警察庁が取りまとめている犯罪統計書に記載される検挙人数に関して、警察署別の統計データとして、法務省矯正局に提供されたもの。(少年データは含まれない)

(参考) 更生保護関係者の思い(令和3年度計画策定時のアンケート調査等より)

○計画策定部会委員意見 ●アンケート意見 ◆その他支援関係者からの意見

- **保護司は福祉の支援機関のことをあまり知らないため、連携が十分でないと感じている。**特に、南北保健福祉センターとのつながりが薄い。
- 犯罪をした人の支援にあたっては、身近な地域の人は声かけ等の役割を、専門職は寄り添いの役割を、それぞれ分担して取り組む必要があると考えている。
- **保護司は保護観察期間が終了すると対象者とは関わりをもつことができなくなるため、地域でゆるやかに見守りを継続するためにも、支援者間のネットワーク構築が必要。**
- 再犯防止での「入口支援」「出口支援」といった視点はまだ乏しく、触法障害者の実態把握や検討の場が必要。
- アンケートで非行や犯罪をした人に「就労支援が必要」と考える人が多くいたが、協力雇用主に雇用されても、本人の特性が従業員に伝わっていない、理解が得られない等の理由で職場に馴染めず、結果的に仕事が続かないといったケースも聞いている。
- (保護) **対象者のニーズと組織や機関のつながりが図式化されうまく進む経験ができれば、助かるケースも多い。**
- (保護) **課題のある対象者を関係機関につなぎ、ケース検討会を持ち、保護観察解除後も引き続き支援が必要。**
- (保護) **生活環境調整段階で支援困難が予想される場合、行政や関係機関との連携の仕組みづくりができればと考える。連携先に情報を開示し、ケース内容を共有することが不可欠。**
- (保護) **対象者が直接相談できる民間の「人材派遣」のような窓口があれば、気軽に就活アプローチをするのではと思う。**
- ◆ 裁判所や検察庁から、執行猶予には対象者の今後の生活の見通しが条件と指示されることもあり、その場合、生活保護制度の活用等を含め、**行政の福祉サービスとの連携が必要となるものの、そのための調整が難しい場合がある。**
- ◆ 「出口支援」に取り組む弁護士にとっては、対象者が複雑・複合化した課題を抱え、支援にゴールが見いだせなかったり、直ちに解決が難しい事案も多い。**「出口支援」は「出口の見えない支援」とも言われており、福祉サービスとの連携が必要不可欠。**
- ◆ 非行や犯罪をした人の支援には地域の理解も欠かせない。地域への繋ぎ、一緒に取り組む意識が重要。
- ◆ 兵庫県弁護士会の「寄り添い弁護士制度」は、弁護士会の中でも様々な立場で活動している弁護士がいることや周知不足等もあり、十分に制度活用がされていない状況にある。
- ◆ 「寄り添い弁護士制度」が活用されてはいないが、犯罪をした人で福祉サービスによる支援が必要な対象者は存在する。尼崎市にも、そういった対象者の支援を行ってくれる弁護士はいる。
- ◆ 兵庫県弁護士会には、「入口支援」として触法障害者の支援を行う弁護士のプロジェクトチームがある。
- ◆ 性犯罪やアルコール・薬物依存、窃盗等は、それぞれ背景に複雑な課題を抱えていることが多い。そういった人への支援には、目の前の課題だけでなく、犯罪に至る主原因を見分けた上で更生の道を探っていくことが必要。

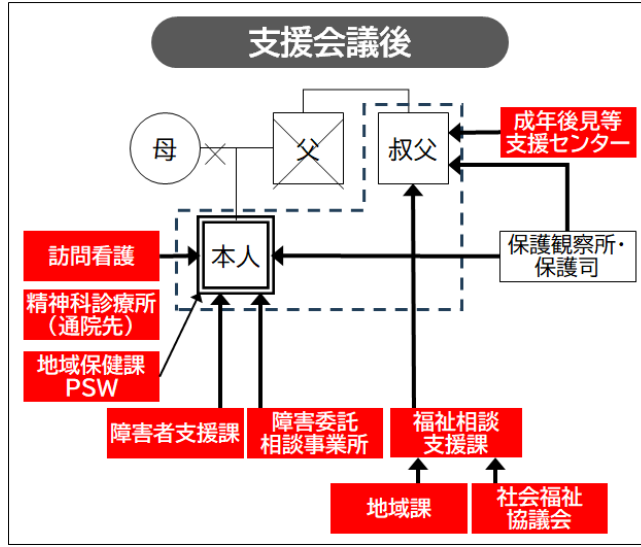
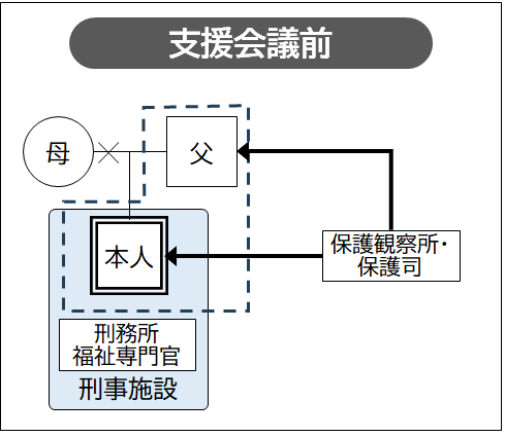
2 司法関係機関と連携した支援事例

司法関係機関との連携によるシームレスな支援

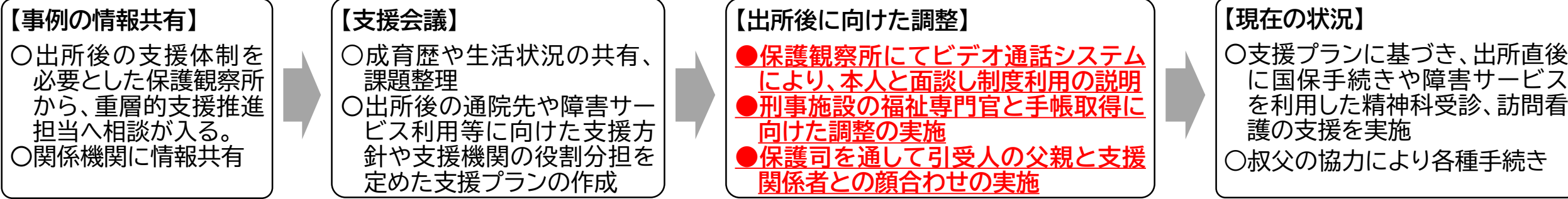
事例については、個人が特定されないよう、一部内容を改変しています。

事例 障害受容のない触法障害者支援 ～司法関係機関との連携によるシームレスな支援～

| | |
|------------------|---|
| 相談元 | 保護観察所 |
| 事例の概要 (当初相談時) | 20代男性。 ・父(50代)との2人世帯。IQが低く、学力は小学校低学年レベル。本人は療育手帳の所得を拒否。 ・幼少期からネグレクト状態にあり、規則正しい生活習慣や社会的常識を十分理解できていない。 ・父親が食事の世話をしなかったため、万引きを繰り返し窃盗、傷害等で逮捕され、刑務所に収監。 |
| 連携機関等 (機関等) | (庁内)重層的支援推進担当・福祉相談支援課・障害者支援課・地域保健課・生活保護課 (庁外)父・叔父・委託相談支援事業所・地域定着支援C・保護観察所・保護司・刑務所福祉専門官・弁護士 |
| 支援の進捗や対象世帯の変化等 | ①釈放前段階から支援関係者間で課題整理による共通の支援方針を定め、出所後の各機関の役割分担を行った支援プランを作成し、出所後は、プランに基づき医療や支援機関につながれた。 ②出所後に父が急死したものの、各支援機関の連携体制を構築していたことにより、親族の協力要請等がスムーズにできたが、今後、現住居からの転居への対応が想定されている。 |
| 支援における主な気づき | ①地域で潜在化し課題が深刻化しないよう、関係機関と連携した早期把握・早期支援が必要 ②自らの特性や課題を理解していない支援対象者が利用可能な地域資源の創出が必要 ③住居に不安を抱えた方が地域生活を続けられるよう、入居支援や見守り支援、環境整備が必要 |



各部署の関わりの流れ



相談に至ったきっかけ



20代男性。窃盗等を繰り返し逮捕され、収監

収監中に**知的障害が判明**。本人は障害を認めず、障害手帳の取得は拒否。半年後に仮釈放を予定

身元引受人の父親は、本人の特性を理解しておらず、**本人も支援を望んでいないため、仮釈放しても再犯につながる可能性が高い**

再犯防止に向けた地域における支援体制の構築が必要として、**再犯防止連携会議をきっかけに神戸保護観察所から重層的支援推進担当に相談。**

ポイント① 再犯防止連携会議

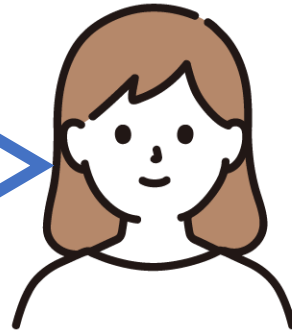
- ◆ 令和4年5月に保護司会の声掛けで、再犯率の高い薬物事犯者の支援に向けた関係者間の連携を目的とした第1回再犯防止連携会議を、神戸保護観察所尼崎駐在官事務所で開催。
- ◆ 現在、神戸保護観察所、尼崎市保護司会、重層支援推進担当課、福祉相談支援課、尼崎市社会福祉協議会が参画し、2か月に1回定例開催

第1回支援会議（支援関係者間での情報共有と支援体制の協議）

保護司、保護観察所主任官、市の重層支援推進担当課、障害福祉・精神保健・生活困窮の部署、弁護士、兵庫県地域生活定着支援センター、社会福祉協議会 の計9団体、12名が参画。

【参加者の声】

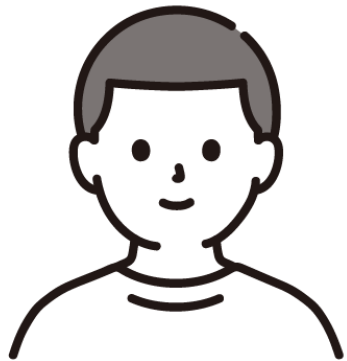
- 多くの支援機関がつながっていることに気付けた
- 支援者が集まることで情報がつながり、世帯の課題が見えるようになった
- 専門機関ごとの着眼点が学べ、今後の支援に活かすことができる



ポイント② 支援会議(社会福祉法第106条の6)における個人情報の取り扱い

- ◆ 支援会議の構成員には守秘義務が課されるため、構成員同士が安心して相談者に関する情報の共有等を行うことが可能となります。そのため、支援対象者の同意がなくても、地支援関係機関等の把握する情報の共有による、地域での必要な支援体制の検討が可能となります。
- ◆ また、支援会議で協力を求められた支援機関は、その依頼に基づいた情報提供等の範囲において、その関係機関の職務等に関する守秘義務に反しないとされています。
- ◆ なお、法務省の通知においても、個人情報の提供に関して、「保護観察対象者等の同意が得られない場合は、支援会議において当該対象者に関する情報の提供等を行うことが可能」とされています。

支援対象者の抱える課題



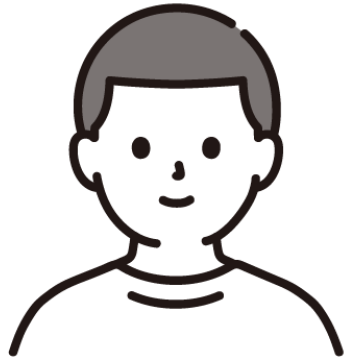
支援対象者

【本人像の理解】

- 幼少期から適切な養護的教育を受けておらず、社会的道徳や善悪の区別を十分に理解していない。
- 実質ネグレクト状態で、生活習慣や日中の居場所にもつながっていなかった。
- 両親の離婚後は、父親と同居。本人の支援の必要性を父親が理解していなかったため、家庭で食事を準備してもらえず、小遣いも与えられず、万引きを繰り返していた。

本人の考えや想いを把握することは難しい。

支援に向けた連携（本人や引受人との面談）



支援対象者



父親(身元引受人)

□ 神戸保護観察所の協力のもと、ビデオ通話システムを利用して本人と面談。

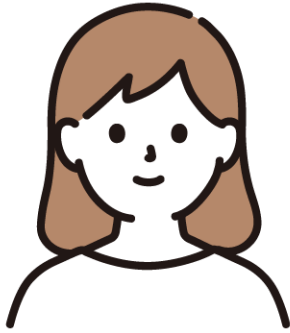
□ 面談には、保護観察官、保護司、刑事施設の福祉専門官、市・市社協の担当者が同席。

□ その席で、本人の障害福祉サービスの利用意思を確認。

□ 引受人の父親の協力を得るために、保護司、市・市社協の担当者と父親と自宅面談

□ 父親自身が息子の支援の必要性やどう支援して良いか理解していないことを確認

□ 父親に具体的な支援方法を伝え、協力を依頼



市担当者

本人の考えや想いを把握することは難しい。
でも連携することで支援の糸口が見つかります。

第2回支援会議（支援方針や支援機関の役割分担を定めた支援プランを作成）



福祉サービスを担当する支援機関等 計12団体で支援プランを協議

（司法関係） 保護観察所、保護司、地域定着支援C

（行政） 重層的支援推進担当、福祉相談支援課、
障害者支援課、地域保健課、
こども相談支援課、園田地域課

（支援機関） 障害者相談支援事業所、成年後見等支援C
ひきこもり等支援事業者



【支援目標】 出所後、規則正しい生活習慣を身に付け、地域の支援体制を構築する。

【課題に応じた取組】

- 障害福祉サービスによる日中活動の場の確保
- 病院への定期受診
- 障害年金受給による安定した収入の確保
- 地域で本人が安心して過ごせる居場所の確保

【役割分担】

- 障害者支援課、相談支援事業所
- 保護観察所、保護司、
地域保健課、福祉相談支援課
- 福祉相談支援課
- 地域課、社会福祉協議会

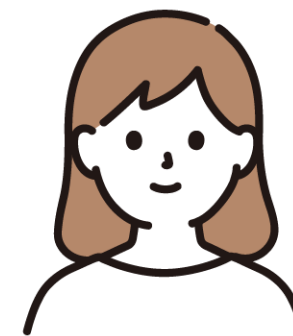
支援の振り返り



保護司

- 担当になった時に、市役所の福祉関係部署に問い合わせ相談を進めようとしたが、書類手続き等複雑でノウハウも分からず困っていました。支援関係者が協働で進めてもらえたため、担当保護司、主任官の精神的負担も大いに軽減されました。
- 本人の証言を基に作成されることが多い身上調査書の内容に加え、本人のみならず家族に関する多方面からの情報が入手でき、処遇に活かすことができました。

- これまでは、出所後に本人が窓口に来てからでないに関わることでできず、また、情報も少ないため、職員の負担になっていました。今回、収容中の対象者とのテレビ面談や、刑事施設の福祉専門官との情報共有、保護司の協力の下で出所前に家族(引受人)と面談ができたため、早期の支援体制を構築できました。
- 今回、保護観察所や保護司の協力で対象者につながることができ、スムーズに支援に入ることができました。



市担当者



AMAGASAKICITY



尼崎市が目指す取組

「ひと咲きまち咲きあまがさき」の周りに描かれたイラストは、市の支援を受けているAさん(元ひきこもり当事者、20代)が作成してくれました。

Aさんは、自信が持てず、はじめはあらゆることに無関心で、人と接することも苦手でしたが、得意のイラストを活かしたボランティア活動等を通じて、多くの人と接する中で、しだいに前向きになり、現在は仕事をしながら、イラストレーターという夢の実現に向けて、独学で勉強を続けています。

尼崎市では、こうした誰もが持っている「可能性」を尊重し、ささえ、伸ばしていく取組みを進めています。

第4期あまがさき地域福祉計画 基本理念

互いに尊重し つながりささえあい 安全・安心に
“**ともに生きる**”まち あまがさき